

京都市訓令甲第 1 号

区 長

有功者及び篤志者身上異動報告についての廃止について次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松 井 孝 治

有功者及び篤志者身上異動報告については、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総合企画局市長公室秘書担当)